

委員会に関する細則

(目的)

第1条 本細則は、定款第3条の目的を達成するために各種の委員会に関し、必要な事項を定める。

(委員会の設置および構成)

第2条 本会は必要に応じて常設または臨時の委員会をおくことができる。

- 2 委員会を構成する委員の数は原則5～10名程度（委員長を含む）を基準とし、上限は、委員会の活動性を考慮して理事会で討議される。
- 3 委員会の存続については、委員会からの活動報告と担当理事からの報告に基づいて理事会で審議され、社員総会で報告する。

(委員長と委員)

第3条 委員は正会員の中から理事長が委嘱する。ただし、理事会が承認し、理事長が委嘱した場合、非正会員に委員を委嘱することを妨げるものでない。また、理事会の承認によりアドバイザーを委嘱できる。

- 2 委員長は本会の評議員とし、理事会の議を経て理事長が委嘱する。但し、理事会が承認した場合、非評議員に委員長を委嘱することを妨げるものでない。
- 3 委員長および委員は、委嘱時点で65歳未満であること。
- 4 委員長または委員に欠員が生じた場合、あるいは新たに委員を途中補充する場合、前三項に基づき、委員長または委員を委嘱することができる。
- 5 委員は委員会委員の囑託を辞退することができる。

(任期および併任)

第4条 委員の任期は1年とし、毎年理事会にて見直しを行うものとする。原則、連続6年を超えないものとするが、必要に応じて委員長を含め、委嘱期間の延長を理事会の議を経て決定する。

- 2 委員の併任は3委員会までとする。ただし、これを超える併任については、理事会の議を経るものとする。
- 3 役職指定の委員は、委員の併任の数に入れない。
- 4 第3条4項で委嘱された委員長あるいは委員の任期は、他の委員と同一とする。

(担当理事)

第5条 すべての委員会に担当理事1名を理事長が委嘱する。

- 2 担当理事は、委員会業務の補助と監査を行い委員会の運営を助ける。

(運営)

第6条 委員会の運営は以下のとおりとする。

- 2 必要に応じて委員長が召集する。
- 3 召集された委員会は委員長を含む総数の過半数以上の委員の参加をもって成立する。ここでの参加には双

方向に音声を送受信し、意見交換ができる方法を用いる場合も含み、委任状による参加は認めない。

- 4 委員会における審議事項の可否は出席者の 2/3 以上を以って決し、反対意見のある場合は議事録に付記する。審議事項の決定は、理事会の承認を経て確定させる。
- 5 課題遂行の上で必要と判断した場合に、委員長は担当理事を通して委員の委託（期間および課題を限定）を理事会に提案することができる。
- 6 各委員会には、理事会の議を経て若干名の外部委員を置くことができる。
- 7 委員会は、WEB 会議などの電子媒体を用いた会議を主体として行う。

（個人情報の管理）

第 7 条 各委員会の活動にあたり、委員長が個人情報管理を徹底し、個人情報管理における重要責任を持つ。

- 2 各委員会における個人情報の漏洩が疑われる場合は、委員会は担当理事を介して直ちに理事会に報告する。

（Ad Hoc 委員会の設置と運営）

第 8 条 Ad Hoc 委員会は、特定の目的を定めて数年間程度の期限を想定して活動する独立した委員会であり、設置については、正会員の提案に基づいて発議される。

- 2 いずれの提案も、提案者の責任において「目的と必要期限」を明確にしたうえで常務理事会に申請し、理事会で決定する。ただし、緊急に活動を開始する必要があるときは常務理事が仮承認をし、理事会で決定する。
- 3 想定した期間を超えて当該 Ad Hoc 委員会を継続する必要がある時には、委員長が担当理事を通して、継続理由と新たな期限を常務理事会に申請し、理事会で決定する。
- 4 常務理事会は、これらの Ad Hoc 委員会設置の提案について、理事会の議題調整の範囲で一時的に保留することはできるが、必ず理事会に提案し、決議しなければならない。
- 5 期間内であっても目的の達成あるいは作業の必要性が消滅した時には、理事会の審議の後に当該委員会または理事会の責任において速やかに Ad Hoc 委員会を解散する。
- 6 Ad Hoc 委員会の委員は、委員の併任の数に入れない。
- 7 Ad Hoc 委員会の運営は第 6 条に従う。

（ワーキンググループの設置と運営）

第 9 条 当該委員会だけでは課題遂行が困難と判断した場合には、委員長は担当理事を通して当該委員会の下に紐づく組織としてワーキンググループ（以下 WG）の設置を理事会に提案することができる。WG は、委員会活動における特定の課題について実作業を以って委員会を支援する。

- 2 WG を構成するメンバーの数は原則 5 ～ 10 名程度とし、WG の作業内容を考慮して理事会で決定される。
- 3 WG の継続については、WG からの活動報告と当該 WG のリーダーおよび担当理事からの報告に基づいて理事会において審議する。
- 4 メンバーは正会員の中から理事長が委嘱する。ただし、理事会が承認し、理事長が委嘱した場合、非正会員にメンバーを委嘱することを妨げるものでない。
- 5 リーダーは本会の評議員とし、当該委員会および理事会の議を経て理事長が委嘱する。但し、理事会が承認した場合、非評議員にリーダーに委嘱することを妨げるものでない。

- 6 リーダーおよびメンバーは、原則、委嘱時点で 65 歳未満であること。
- 7 リーダーまたはメンバーに欠員が生じた場合、あるいは新たにメンバーを追加する場合、前三項に基づき、リーダーまたはメンバーを委嘱することができる。委嘱されたリーダーあるいはメンバーの任期は、他のメンバーと同一とする。
- 8 メンバーの任期は 1 年とし、毎年理事会で見直しを行う。
- 9 WG のメンバーおよび役職指定のメンバーは、委員の併任の数に入れない。
- 10 WG に担当理事 1 名を理事長が委嘱する。担当理事は、WG 業務の管理・監督を行い、WG の運営を助ける。
- 11 WG は必要に応じてリーダーが召集する。召集された WG は、リーダーを含む過半数のメンバーの参加をもって成立する。
- 12 WG における審議事項の可否は、出席者の 2/3 以上を以って決し、当該委員会の議を経て理事会にて審議する。
- 13 WG には、理事会の議を経て若干名のアドバイザーおよび外部メンバーを委嘱することができる。
- 14 WG は、WEB 会議などの電子媒体を用いた会議を主体として行う。

(タスクフォースの設置と運営)

- 第 10 条 タスクフォース(以下 TF) は、緊急性の高い問題の解決、学会の改革、新規事業の企画などの特定の役割のために、理事会の命を受けて活動する組織で、短期間で集中的に活動し成果を出す目的で結成されるものである。
- 2 TF を構成するメンバーの数は原則 5 ～10 名程度とし、TF の活動内容を考慮して理事会で決定される。
 - 3 TF の継続については、TF からの活動報告と当該 TF のリーダーおよび担当理事からの報告に基づいて理事会において審議する。TF の目的を概ね達成されたと理事会で判断された場合、当該 TF は解散するもとし、通年を通じての作業が残る場合は、理事会直轄の WG、または独立した Ad Hoc 委員会として活動を継続する。
 - 4 メンバーは正会員の中から理事長が委嘱する。ただし、理事会が承認し、理事長が委嘱した場合、非正会員にメンバーを委嘱することを妨げるものでない。
 - 5 リーダーは本会の評議員とし、理事会の議を経て理事長が委嘱する。但し、理事会が承認した場合、非評議員にリーダーに委嘱することを妨げるものでない。
 - 6 リーダーおよびメンバーは、原則、委嘱時点で 65 歳未満であること。
 - 7 リーダーまたはメンバーに欠員が生じた場合、あるいは新たにメンバーを追加する場合、前三項に基づき、リーダーまたはメンバーを委嘱することができる。委嘱されたリーダーあるいはメンバーの任期は、他のメンバーと同一とする。
 - 8 メンバーの任期は 1 年とし、毎年理事会で見直しを行う。
 - 9 TF のメンバーおよび役職指定のメンバーは、委員の併任の数に入れない。
 - 10 TF に担当理事 1 名を理事長が委嘱する。担当理事は、TF 業務の管理・監督を行い、TF の運営を助ける。
 - 11 TF は必要に応じてリーダーが召集する。召集された TF は、リーダーを含む過半数のメンバーの参加をもって成立する。
 - 12 TF における審議事項の可否は、出席者の 2/3 以上を以って決し、理事会にて審議する。

13 TF には、理事会の議を経て若干名のアドバイザーおよび外部メンバーを委嘱することができる。

14 TF は、WEB 会議などの電子媒体を用いた会議を主体として行う。

第 11 条 この細則は理事会の議により改定することができる。

(附則)

この細則は、2014 年 1 月 1 日より施行する。

この改定は、2016 年 2 月 12 日より施行する。

この改定は、2019 年 9 月 10 日より施行する。

この改定は、2021 年 3 月 12 日より施行する。

この改定は、2021 年 6 月 28 日より施行する。

この改定は、2023 年 2 月 3 日より施行する。